

建設委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

建設委員会規程の一部を改正する訓令

建設委員会規程（昭和 30 年岩手県訓令第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第 2 章に規定する部局等(総合雇用対策局を除く。)及び出納局（以下「部局」という。）の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。</p> <p>4 前項の委員に事故があるとき、若しくは当該委員が欠けたとき、又は当該委員が不在のときは、当該委員の所属する部局等の職員のうち、当該委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 幹事長は県土整備部河川港湾担当技監をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>出納局総務課総括課長</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第 2 章に規定する部局等及び出納局（以下「部局」という。）の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。</p> <p>4 前項の委員に事故があるとき、若しくは当該委員が欠けたとき、又は当該委員が不在のときは、当該委員の所属する部局の職員のうち、当該委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 幹事長は県土整備部河川港湾担当技監をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>出納局管理担当課長</u></p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。